

第3次南房総市地球温暖化対策実行計画

令和3年3月
南房総市

目 次

第1章 これまでの経緯と取組状況	1
（1）国際社会と日本の取組	1
（2）千葉県の取組	3
（3）南房総市の取組と評価結果	4
第2章 計画の基本事項	13
（1）目的	13
（2）位置づけ	13
（3）基準年度及び計画期間	13
（4）対象となる温室効果ガス	14
（5）温室効果ガス排出量の算定方法	15
（6）排出係数及び地球温暖化係数	15
（7）対象施設	17
第3章 目標及び取組	19
（1）温室効果ガス総排出量の削減目標	19
（2）個別の削減目標	19
（2）取組の方針	20
（3）具体的な取組内容	21
第4章 推進・評価及び公表	26
（1）計画の推進体制	26
（2）計画の点検・評価	28
（3）計画の見直し	28
（4）計画の公表	29
資料編	
資料1 取組状況（様式）「取組内容チェックシート」	30
資料2 調査票（様式）「重点的取組実施状況報告書」	31
資料3 調査票（様式）「温室効果ガス排出量調査票」	32
資料4 温室効果ガス排出量	33
資料5 排出源別の活動量	34
資料6 用語の説明	35
資料7 環境ラベル等	40

第1章 これまでの経緯と取組状況

(1) 国際社会と日本の取組

地球温暖化は、人間の使用するガソリンや石炭などの化石燃料、フロンなどの化学物質の使用などにより温室効果ガスの排出量が増加し、地球表面の大気や海洋の平均気温が長期的に上昇する現象です。その影響の大きさは、氷雪の融解や海面上昇、農作物や生態系への影響、異常気象や災害など深刻な影響が世界各地で増加しています。これらは、人類の生存基盤に関わる重要な環境問題であり、国際的に取り組む必要があることが認識され、1994（平成6）年の「気候変動に関する国際連合枠組条約」の発効を機に、地球温暖化防止対策の検討が行われてきました。

1997（平成9）年には、国連気候変動枠組条約の第3回締約国会議（COP3）が京都で開催され、温室効果ガスの排出削減目標を具体的に定めた京都議定書が採択されました。

2015（平成27）年9月には国連持続可能開発サミットにおいて、2030年までに達成を目指す持続可能な開発目標17つ（Sustainable Development Goals、SDGs）が採択され、13番目の目標に「気候変動に具体的な対策を」と位置付け、気候変動の主な原因である地球温暖化に対し緊急に対策をとるという目標が定められました。

また、同年12月に開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、京都議定書の期間が終了する2020年以降の新たな枠組みの論議が進められ、2020年以降、すべての国が協調して温暖化問題に取り組むための仕組みを示した新しい国際条約である「パリ協定（the Paris Agreement）」が採択されました。パリ協定では、「長期目標として2℃目標の設定及び1.5℃に抑える努力を追求すること」、「自国の目標を作成・提出し、目標達成のための国内措置を実施すること」などが盛り込まれました。



わが国では、京都議定書の採択を受け、1998（平成10）年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下温対法といいます。）が制定されました。

その後、京都議定書の発効に伴い、温対法が2006（平成18）年に改定され、京都議定書の目標達成計画の策定や、地球温暖化対策推進本部の設置などが追加されました。

2016（平成28）年5月には、COP21で採択されたパリ協定や2015年7月に国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。計画では、2030年度に2013年度比で26%削減するとの中期目標について、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置付けています。

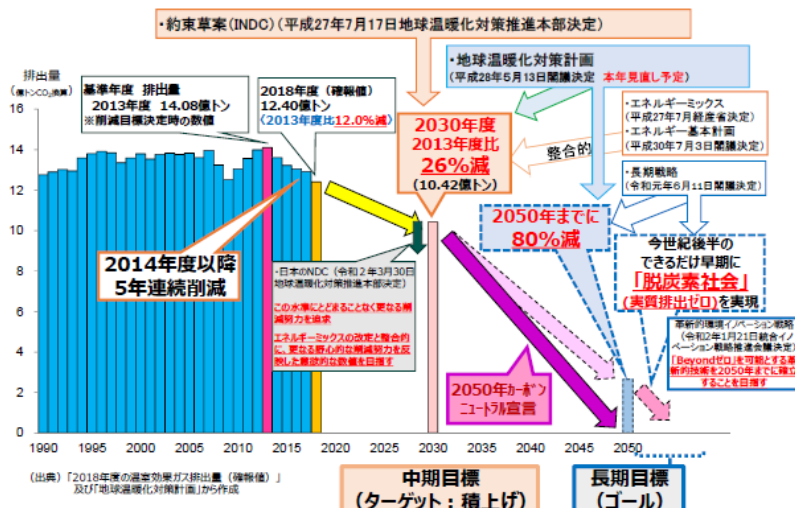
2018（平成30）年6月には「気候変動適応法」が制定され、同年12月1日に施行されました。気候変動適応法により、我が国における適応策の法的位置づけが明確化され、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されました。

温対法による温室効果ガスの排出を抑制する「緩和」と気候変動適応法による、気候変動の影響による被害の回避・軽減する「適応」を気候変動対策の両輪として、気候変動対策を推進するよう定められました。

2020（令和2）年10月26日、第203回臨時国会の所信表明演説において、菅義偉内閣総理大臣は「2050（令和32）年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする※）、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

※「排出を全体としてゼロ」とは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成することを意味しています。

我が国の温室効果ガス削減の中期目標と長期的に目指す目標



（２）千葉県の取組

千葉県は職員数や事業量などから見て、県内において有数の経済主体であり、自らの事務・事業に伴って排出される温室効果ガスを削減することが必要であることから、平成２５年度からは千葉県庁エコオフィスプラン（千葉県地球温暖化防止対策実行計画事務事業編（第３次））を策定し、県自らの事務・事業による温室効果ガスの排出削減等に向けた取組を計画的に実行し、推進に努めていました。

また、平成２７年１２月に、全ての国が参加した温室効果ガス排出削減の枠組みである「パリ協定」が採択されたことに伴い、世界的な動きに合わせて、平成４２年度を目標年度とした「千葉県地球温暖化対策実行計画 ～CO₂CO₂(コツコツ)スマートプラン～」を策定しました。この計画に基づき取組を推進することで、目標年度における千葉県全体の温室効果ガス排出量は平成２５年度比で２２％の削減となります。

国の「２０５０年カーボンニュートラル宣言」を受けて、令和３年２月には千葉県も「２０５０年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」を行いました。

(3) 南房総市の取組と評価結果

1. 南房総市の取組

本市では、温対法第21条に基づき、平成22年3月に「南房総市地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」といいます。）」を策定し、本実行計画により、率先して地球温暖化対策の取組を進め、自ら排出する温室効果ガス排出量の削減に努めてきました。

現行の第2次実行計画の期間満了に伴い、新たに第3次実行計画を策定し、引き続き、温室効果ガス排出量の削減に努めていきます。

温室効果ガス排出量の削減目標と取組結果は以下のとおりです。

表1-1 実行計画の計画期間及び削減目標

第1次実行計画	計画期間	平成22年度～平成26年度
	削減目標	温室効果ガス排出量を、平成26年度までに、基準年度（H20）に対し7%以上削減する 目標値：5,290,616kg-CO ₂ 以下
第2次実行計画	計画期間	平成28年度～令和2年度
	削減目標	温室効果ガス排出量を、平成32年度までに、基準年度（H26）に対し1%以上削減する 目標値：6,503,801kg-CO ₂ 以下

また、温室効果ガス排出に係る活動については、個別目標を設定し削減に取り組んできました。

第2次実行計画における市職員が行う目標は次のとおりです。

表1-2 第2次実行計画における個別の削減目標

項目	目標値
電気使用量	基準年度（H26）より10%以上削減すること
燃料使用量 （公用車以外）	基準年度（H26）より1%以上削減すること
燃料使用量 （公用車）	基準年度（H26）より18%以上削減すること
公用車の走行距離	基準年度（H26）より20%以上削減すること
その他	基準年度（H26）より1%以上削減すること

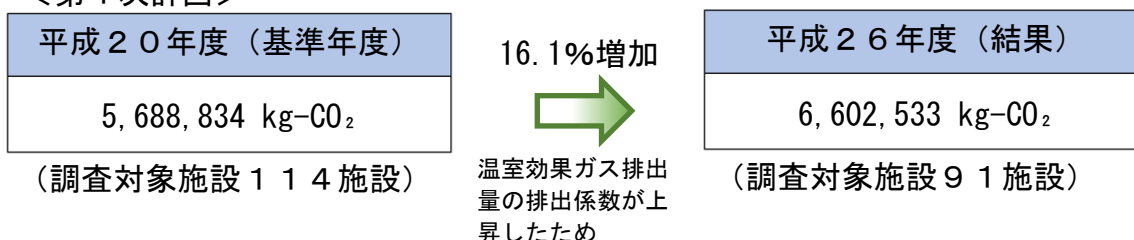
あわせて、定量的に把握できないものの、それを行うことにより間接的に温室効果ガスの排出削減に寄与するもの（施設整備、グリーン購入など）については、数値目標の設定が難しいことから、具体的な取組について「取組内容チェックシート」「重点的取組実施状況報告書」により成果について段階にわけて評価しました。

2. 評価結果

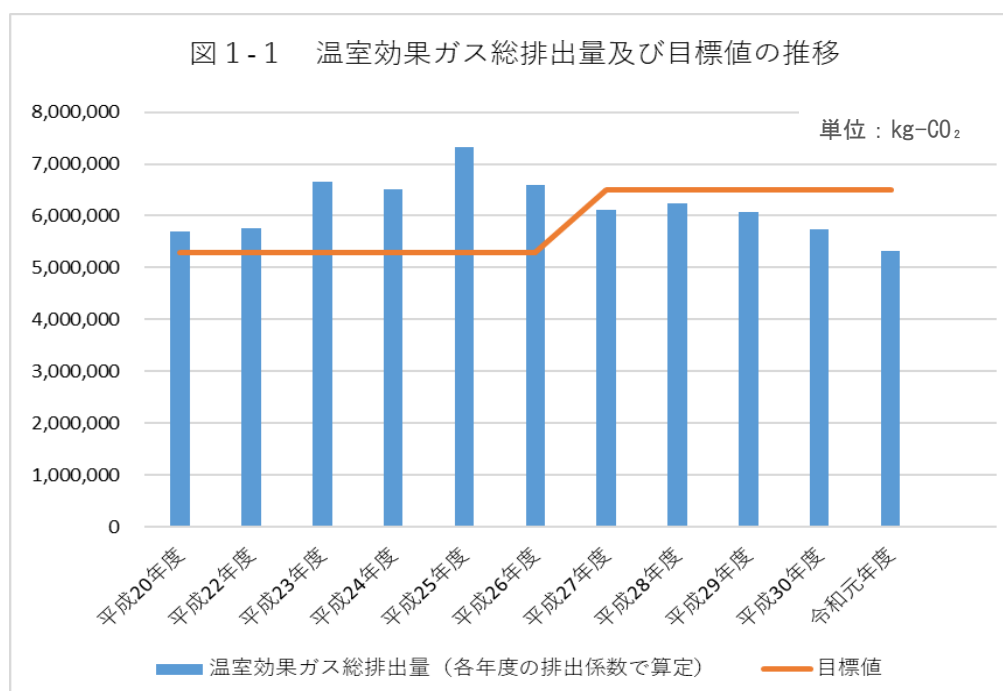
①温室効果ガス総排出量

本市における温室効果ガス総排出量及び総排出量の目標値の推移は、図1-1のとおりです。

<第1次計画>



<第2次計画>



また、直近5年間における温室効果ガス総排出量及び基準年度に対する増減率を、表1－3に示します。

表1－3 直近5年間における温室効果ガス総排出量及び増減率

年度	目標値 (kg-CO ₂)	総排出量 (kg-CO ₂)	増減率 (%)
基準 (H26)	—	6, 602, 533	—
27	6, 503, 801	6, 113, 312	94. 0
28		6, 236, 336	95. 9
29		6, 079, 783	93. 5
30		5, 728, 258	88. 1
元		5, 320, 599	81. 9

②令和元年度温室効果ガス排出量

令和元年度に市の事務及び事業に伴い排出された温室効果ガス排出量は、表1－4のとおりです。

表 1－4

温室効果ガス排出量表

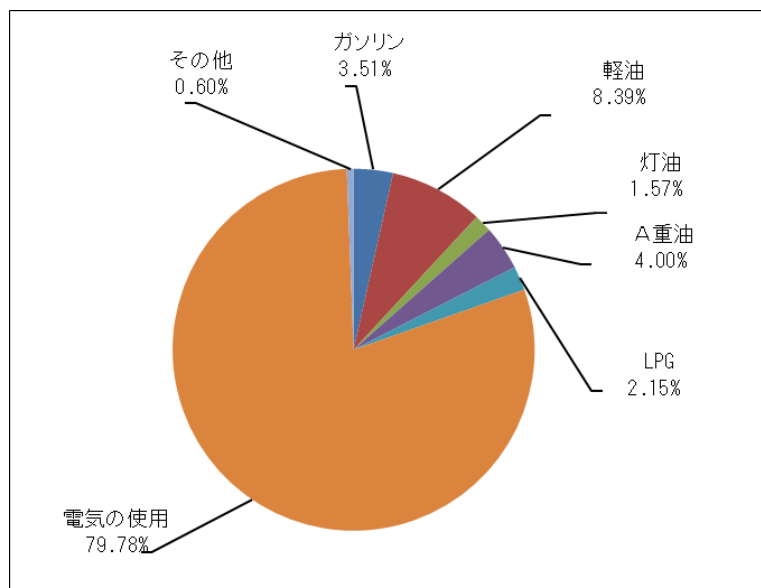
単位：kg-CO₂

項目	総排出量（CO ₂ 換算）		構成比率	平成26年度との対比	
	平成26年度	令和元年度	令和元年度		
二酸化炭素（CO ₂ ）					
燃料の使用					
ガソリン（公用車）	222,314	182,923	3.44%	△ 39,391	△17.7%
ガソリン（公用車以外）	3,153	3,822	0.07%	669	21.2%
ガソリン小計	225,467	186,745	3.51%	△ 38,722	△17.2%
軽油（公用車）	403,262	388,170	7.30%	△ 15,092	△3.7%
軽油（公用車以外）	35,581	58,344	1.10%	22,763	64.0%
軽油小計	438,843	446,514	8.39%	7,671	1.7%
灯油	114,997	83,679	1.57%	△ 31,318	△27.2%
A重油	240,865	212,735	4.00%	△ 28,130	△11.7%
LPG	156,113	114,155	2.15%	△ 41,958	△26.9%
燃料計	1,176,285	1,043,828	19.62%	△ 132,457	△11.3%
電気の使用	5,392,610	4,244,741	79.78%	△ 1,147,869	△21.3%
計	6,568,895	5,288,569	99.40%	△ 1,280,326	△19.5%
メタン（CH ₄ ）					
自動車の走行	606	639	0.01%	33	5.4%
し尿の処理	9,653	10,848	0.20%	1,195	12.4%
計	10,259	11,487	0.22%	1,228	12.0%
一酸化二窒素（N ₂ O）					
自動車の走行	16,810	13,960	0.26%	△ 2,850	△17.0%
し尿の処理	3,488	3,165	0.06%	△ 323	△9.3%
計	20,298	17,125	0.32%	△ 3,173	△15.6%
ハイドロフルオロカーボン（HFC）					
カーエアコンの使用	3,081	3,418	0.06%	337	10.9%
計	3,081	3,418	0.06%	337	10.9%
合計	6,602,533	5,320,599	100.00%	△ 1,281,934	△19.4%

③温室効果ガス排出割合（排出源別）

令和元年度の温室効果ガス排出源別の内訳は、図１－２のとおりです。

図１－２



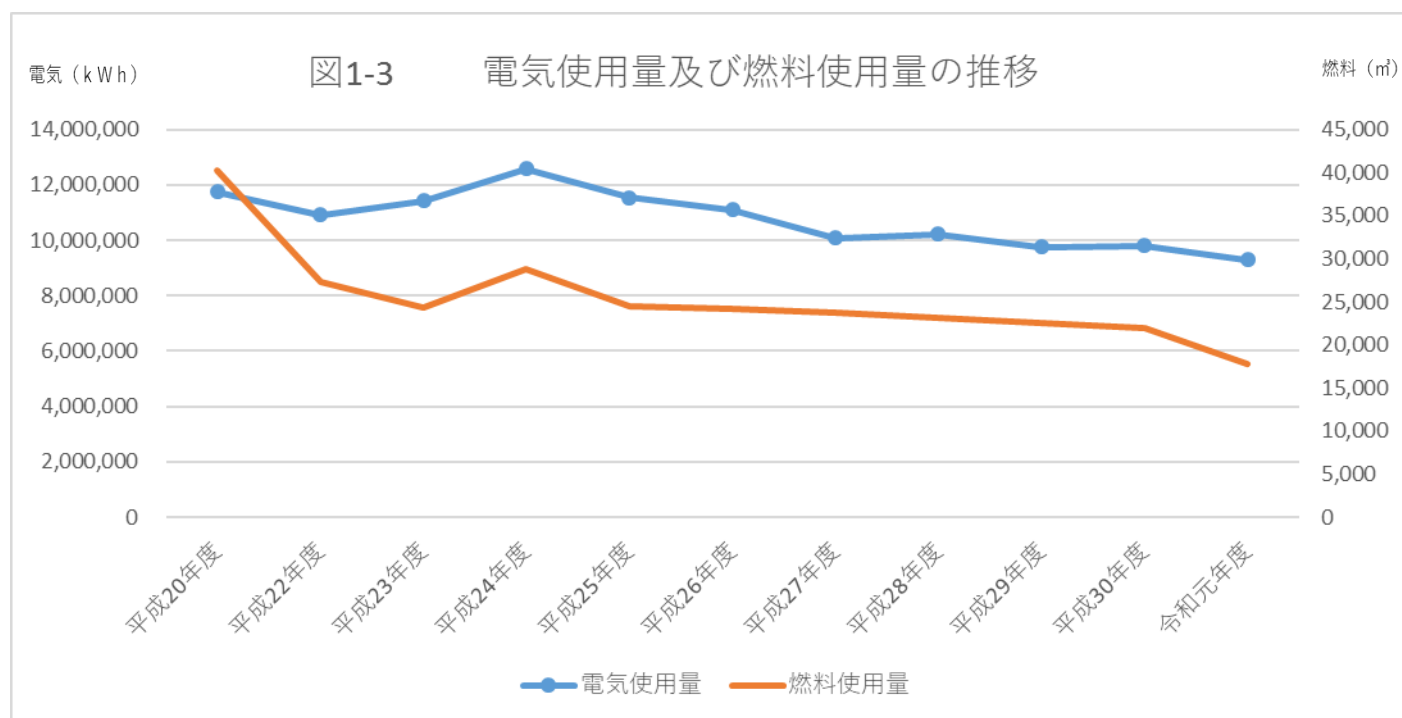
温室効果ガス総排出量に対する項目ごとの割合は、電気の使用によるものが79.0%、燃料の使用に係るものが20.4%を占めており、この2項目で全体の99.4%でした。本市が排出している温室効果ガスのほとんどが電気及び燃料の使用に伴うものです。

また、令和元年度の温室効果ガス排出源別の内訳は表１－５のとおりです。

表１－５ 排出源別の活動量

排出源		単位	活動量		平成26年度との対比		
			平成26年度	令和元年度			
燃料使用量	ガソリン（公用車）	L	95,825	78,846	△ 16,979	△17.7%	
	ガソリン（公用車以外）	L	1,359	1,647	288	21.2%	
	軽油（公用車）	L	156,303	150,454	△ 5,849	△3.7%	
	軽油（公用車以外）	L	17,537	22,614	5,077	29.0%	
	灯油	L	46,184	33,606	△ 12,578	△27.2%	
	A重油	L	88,880	78,500	△ 10,380	△11.7%	
	LPG	m3	23,834	17,428	△ 6,406	△26.9%	
電気使用量		kWh	11,105,860	9,288,273	△ 1,817,587	△16.4%	
自動車の走行距離	ガソリン	普通・小型乗用車	km	463,238	312,615	△ 150,623	△32.5%
		バス	km	7,187	0	△ 7,187	△100.0%
		軽乗用車	km	298,451	235,824	△ 62,627	△21.0%
		普通貨物車	km	54,520	20,725	△ 33,795	△62.0%
		小型貨物車	km	77,731	52,126	△ 25,605	△32.9%
		軽貨物車	km	407,237	490,999	83,762	20.6%
		特種用途車	km	2,023	25,135	23,112	1142.5%
	軽油	普通・小型乗用車	km	10,480	3,532	△ 6,948	△66.3%
		バス	km	546,092	544,683	△ 1,409	△0.3%
		普通貨物車	km	40,334	44,287	3,953	9.8%
		小型貨物車	km	24,649	11,840	△ 12,809	△52.0%
		特種用途車	km	249,723	175,123	△ 74,600	△29.9%
カーエアコンの使用台数		台	237	239	2	0.8%	
し尿の処理		m3	12,097	11,419	△ 678	△5.6%	

温室効果ガスの主な排出源である電気使用量及び燃料使用量の推移は、図1-3のとおりです。



④個別の削減目標に対する結果

個別の削減目標に対する取組結果は、表１－６のとおりです。

表１－６ 第２次実行計画における個別の削減目標に対する取組結果

項目	削減目標 (基準年度 H26 に対し)	取組結果 (R1) (基準年度に対する増減)
電気使用量	10%以上削減 現排出量 5,392,610 kg-CO ₂	21.3%削減 現排出量 4,244,741 kg-CO ₂
燃料使用量 (公用車以外)	1%以上削減 現排出量 38,734 kg-CO ₂	60.5%増加 現排出量 62,166 kg-CO ₂
燃料使用量 (公用車)	18%以上削減 現排出量 625,576 kg-CO ₂	8.8%削減 現排出量 571,093 kg-CO ₂
公用車の 走行距離	20%以上削減 現排出量 17,416 kg-CO ₂	16.2%削減 現排出量 14,588 kg-CO ₂
その他	1%以上削減 現排出量 528,197 kg-CO ₂	19.0%削減 現排出量 428,000 kg-CO ₂

令和元年度は、公用車以外の燃料使用量の項目で目標を達成できませんでした。主な要因としては、バイオディーゼル燃料の使用を終了したことや、令和元年９月の台風災害による発電機の燃料の使用量の増加が考えられます。その他、電気使用量、公用車の燃料使用量、公用車の走行距離、A重油・灯油・LPG使用量、し尿の処理量については目標を達成しました。

電気の使用量については、施設の再編による減少が大きく、個々の施設については猛暑の影響もあり、使用量が増加している施設がありました。

全体として、温室効果ガス排出量は、平成２６年度に比べ２２.２％の削減となり、目標は達成できたと判断しました。

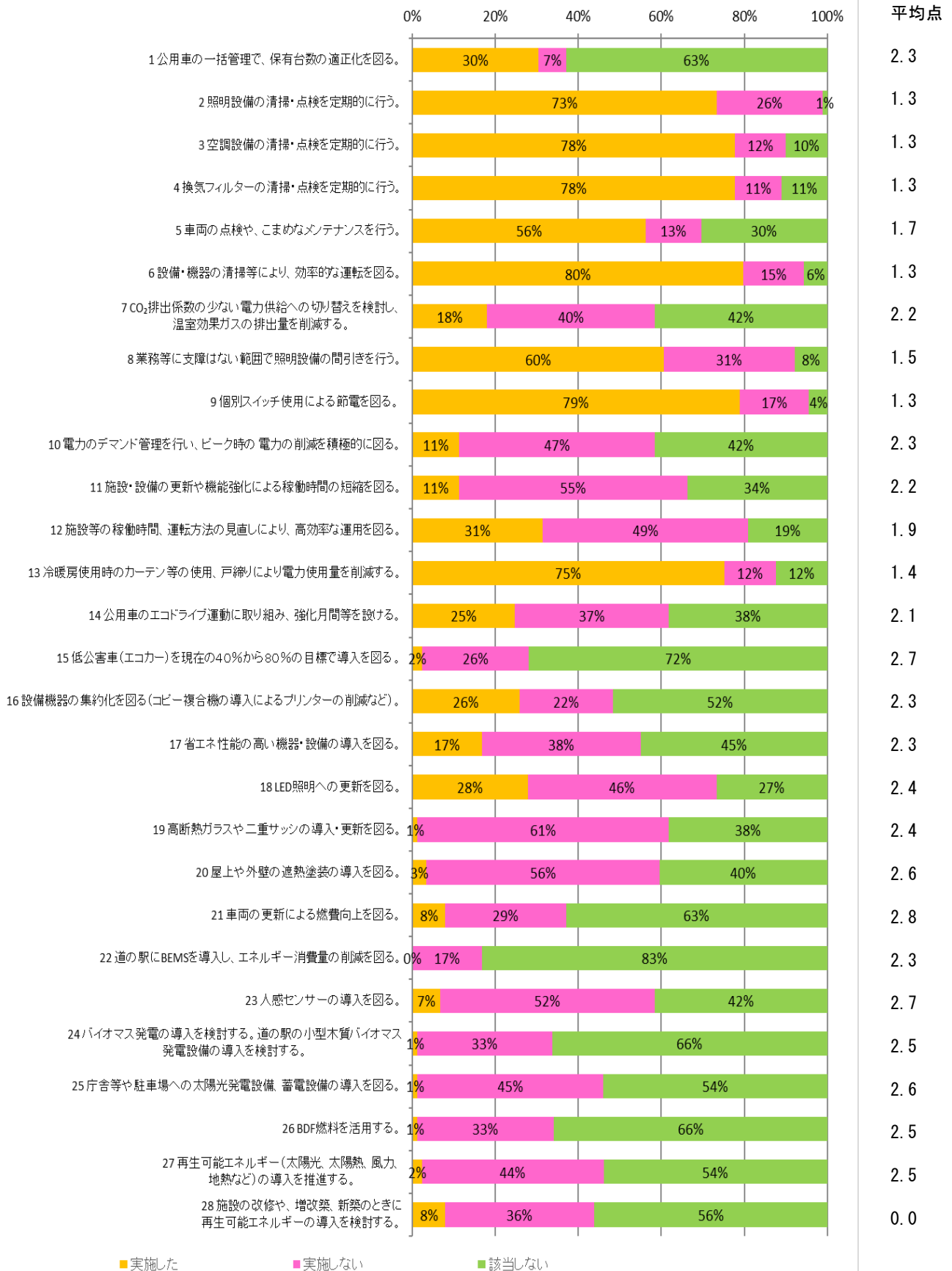
⑤令和元年度取組状況の結果（取組内容チェックシート）



30 職場や施設で独自に行っている地球温暖化対策

- ・デマンド監視装置により電力のピークを把握し、基本電気料の増加を抑制している。
- ・扇風機を使用し、冷房効率を高めている。・足湯用灯油ボイラーを薪ボイラーに更新予定
- ・グリーンカーテンの利用。・扇風機を使用し、冷房効率を高めている。
- ・使用時間の長い1階の部屋は、蛍光管をLEDにしている。また放課後の事務仕事は、職員室の一部のみ使用を原則としている。
- ・始業前や始業後、各教室で分散的に仕事せず、職員室に集中して、仕事を始める。・グリーンカーテンの作成
- ・会議はPC利用、退勤目標時間設定・再利用できる容器は、中身の詰め替えをし、ごみの分量を減らしている。
- ・室温を細目にチェック（夏は28℃、冬は20℃）しながらエアコンを使用する。扇風機を併用する。

⑥令和元年度重点的取組実施状況の結果



第2章 計画の基本事項

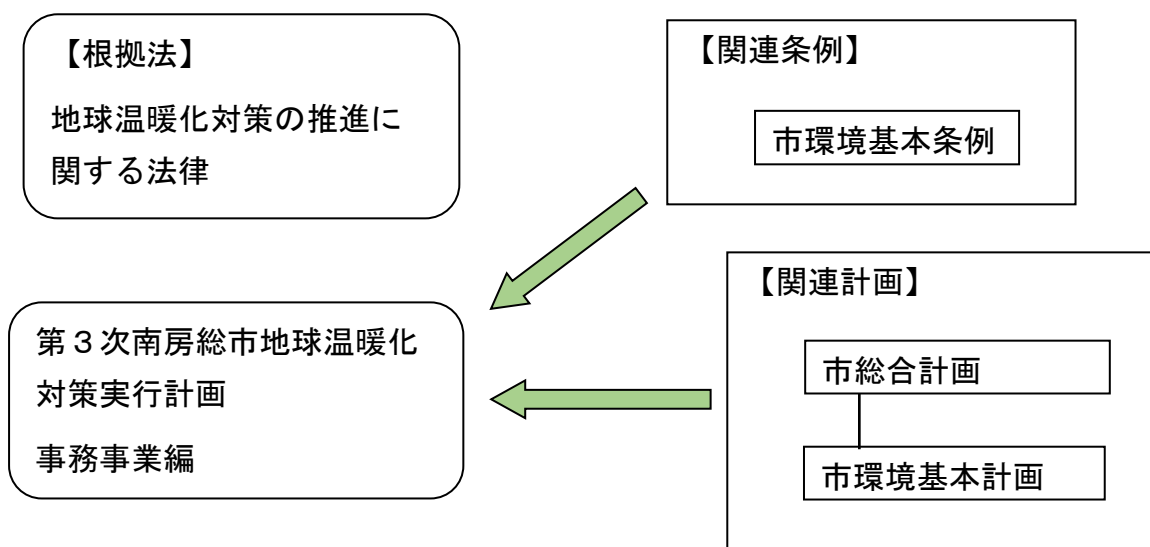
南房総市のこれまでの取組状況とその結果、国、千葉県の動向、社会的状況等を考慮し、「第3次南房総市地球温暖化対策実行計画」（以下「第3次実行計画」といいます。）の基本事項を次のとおりとします。

（1）目的

温対法に基づき、庁内の省エネ・省資源、廃棄物の減量化など、環境に配慮した行動を職員一人ひとりが積極的に行うことで本市が行う事務事業に関し、温室効果ガス排出量を削減することを目的に、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定します。

（2）位置づけ

本計画は、温対法第21条の規定による地方公共団体実行計画となります。また、令和3年度に策定する「第2次南房総市環境基本計画」の基本施策である地球温暖化対策を実施するための計画となります。



（3）基準年度及び計画期間

本計画は令和元年度を基準年度とし、令和3年度から令和7年度までの5年間に設定します。

ただし、社会経済情勢の変化等に対応するため、必要に応じて見直しを行うこととします。

(4) 対象となる温室効果ガス

温対法で対象となっている7種類の温室効果ガスのうち、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンの4種類を第3次実行計画の対象とする温室効果ガスとします。

パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素については、本市ではほとんど発生しないことから、対象から除くこととします。

表2-1 法律で対象となる温室効果ガス

温室効果ガス	主な性質	主な発生源
二酸化炭素 (CO_2)	代表的な温室効果ガス。温室効果ガスの中で二酸化炭素の比率が90%と極めて高い。	化石燃料の焼却など。
メタン (CH_4)	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど。
一酸化二窒素 (N_2O)	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物（例えば二酸化窒素）などのような害はない。	燃料の焼却、工業プロセスなど。
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC_s) ※	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセスなど。 (自動車用エアコンディショナーの使用、廃棄、噴霧器・消火器の使用、廃棄など。)
パーフルオロカーボン類 (PFC_s)	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。
六フッ化硫黄 (SF_6)	硫黄とフッ素だけからなるフロンの仲間。強力な温室効果ガス。	電気の絶縁体など。
三フッ化窒素 (NF_3)	窒素とフッ素だけからなるフロンの仲間。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。

（５）温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガスの排出量は、温対法施行令に定める算定方法に従い、活動量（電気・燃料等の使用量など）に排出係数及び地球温暖化係数を乗じて算出します。

ただし、温室効果ガスは種類によって温室効果の程度が異なるため、二酸化炭素相当量に換算します。

$$\text{【温室効果ガス排出量】} = \text{【活動量】} \times \text{【排出係数】} \times \text{【地球温暖化係数】}$$

※市全体の総排出量は各活動項目における排出量の合計となります。

※活動量は、電気やガソリン等のエネルギー使用量や公用車の走行距離などを指します。

（６）排出係数及び地球温暖化係数

排出係数は、第２次実行計画に引き続き、温対法施行令第３条に規定されている排出係数を使用します。（表２－２参照）

ただし、電気については、電気事業者（一般電気事業者及び特定規模電気事業者）及び電気事業者以外の者の別に応じて、環境大臣及び経済産業大臣が告示する排出係数を用いることとされてることから、市の電力購入先の特定規模電気事業者の当該年度の係数を用いて算出します。

地球温暖化係数は、第２次実行計画に引き続き、温対法施行令第４条に規定されている排出係数を使用します。（表２－３参照）

表２－２ 排出係数一覧（１）

二酸化炭素（CO ₂ ）	
排出源	排出係数
ガソリン	2.3217 (kg-CO ₂ /ℓ)
灯油	2.4895 (kg-CO ₂ /ℓ)
経由	2.5850 (kg-CO ₂ /ℓ)
A重油	2.7096 (kg-CO ₂ /ℓ)
LPG	2.9989 (kg-CO ₂ /ℓ)
電気（一般電気事業者）	0.496 (kg-CO ₂ /ℓ)

※電力の購入先により係数が変わる。記載は、平成２６年度係数

表 2 - 2 排出係数一覧 (2)

メタン (CH ₄)		
排出源		排出係数
ガソリン	普通・小型乗用車	0.000010 (kg-CH ₄ /km)
	バス	0.000035 (kg-CH ₄ /km)
	軽乗用車	0.000010 (kg-CH ₄ /km)
	普通貨物車	0.000035 (kg-CH ₄ /km)
	小型貨物車	0.000015 (kg-CH ₄ /km)
	軽貨物車	0.000011 (kg-CH ₄ /km)
	特種用途車	0.000035 (kg-CH ₄ /km)
軽油	普通・小型乗用車	0.0000020 (kg-CH ₄ /km)
	バス	0.000017 (kg-CH ₄ /km)
	普通貨物車	0.000015 (kg-CH ₄ /km)
	小型貨物車	0.0000076 (kg-CH ₄ /km)
	特種用途車	0.000013 (kg-CH ₄ /km)
し尿処理		0.038 (kg-CH ₄ /m ³)
一酸化二窒素 (N ₂ O)		
排出源		排出係数
ガソリン	普通・小型乗用車	0.000029 (kg-N ₂ O/km)
	バス	0.000041 (kg-N ₂ O/km)
	軽乗用車	0.000022 (kg-N ₂ O/km)
	普通貨物車	0.000039 (kg-N ₂ O/km)
	小型貨物車	0.000026 (kg-N ₂ O/km)
	軽貨物車	0.000022 (kg-N ₂ O/km)
	特種用途車	0.000035 (kg-N ₂ O/km)
軽油	普通・小型乗用車	0.000007 (kg-N ₂ O/km)
	バス	0.000025 (kg-N ₂ O/km)
	普通貨物車	0.000014 (kg-N ₂ O/km)
	小型貨物車	0.000009 (kg-N ₂ O/km)
	特種用途車	0.000025 (kg-N ₂ O/km)
し尿処理		0.00093 (kg-N ₂ O/m ³)
ハイドロフルオロカーボン (HFC)		
排出源		排出係数
カーエアコンの使用		0.010 (kg-HFC/台・年)

表 2－3 地球温暖化係数一覧

温室効果ガスの種類	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	1
メタン (CH ₄)	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	1430

※地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第1条においてハイドロフルオロカーボン（HFC）については、19種類が挙げられていますが、ここではカーエアコンに使用されている（HFC-134a）の地球温暖化係数を掲載しています。

（7）対象施設

この計画の対象範囲は、市が行う全ての事務及び事業とし、市の本庁舎及び分庁舎、行政センター、各地域センターなどの出先機関、学校、公民館、水道、病院なども含みます。また、指定管理者により管理運営している施設や、職員が常駐しない無人施設、市の管理する公園などの施設も含みます。

なお、外部に委託、指定管理者制度により実施するものの中で温室効果ガス排出量の数値的把握が難しいものについては対象範囲外とします。この場合、温室効果ガスの排出削減等の措置が可能なものについては、受託者などに対して必要な措置を講ずるよう要請することとします。

また、基準年度以降に新設された施設も対象とします。

表 2-4 対象施設

	富浦地区	富山地区	三芳地区	白浜地区	千倉地区	丸山地区	和田地区
庁舎 支所等	本庁舎（富浦体育館含む）	富山地域センター	三芳分庁舎 三芳地域センター	白浜地域センター	朝夷行政センター	丸山分庁舎 丸山地域センター	和田地域センター
保育所 幼稚園等	富浦子ども園	富山子ども園	三芳子ども園	白浜幼稚園	千倉子ども園	嶺南子ども園	
小学校 中学校	富浦小学校	富山小学校	三芳小学校	白浜小学校	千倉小学校	嶺南小学校	
	富浦中学校	富山中学校	三芳中学校	白浜中学校	千倉中学校	嶺南中学校	
公民館 体育館 文化施設等	とみうら元気倶楽部	富山ふれあいスポーツセンター	三芳中学校グラウンド夜間照明	小戸児童遊園	南房総市図書館	丸山公民館	和田コミュニティセンター
			三芳農村環境改善センター	白浜コミュニティセンター	千倉総合運動公園	丸山児童体育館	嶺南和田体育館・青潮館
		富山コミュニティセンター		白浜体育館	忽戸体育館	丸山運動広場	和田体育館
		富山平群体育館・グラウンド		白浜運動広場	七浦体育館		和田コミュニティ運動広場
		富山岩井体育館・グラウンド					
福祉医療 施設等		富山国保病院	三芳保健福祉センター		千倉保健センター	子育て支援センター	和田地域福祉センター「やすらぎ」
					千倉社会福祉センター		
					ちくち介護予防センター「ゆらり」		
その他施設	道の駅とみうら枇杷倶楽部	富山畜産ふれあい牧場	三芳家畜ふん尿処理施設	白浜清掃センター	千倉清掃センター	丸山学校給食センター	和田農産物加工施設
		内房学校給食センター	道の駅三芳村鄙の里	家庭排水水（白浜）共同処理施設	千倉衛生センター	道の駅ローズマリー公園	小向浄水場
		富山浄水場	流通拠点施設	白浜浄水場	朝夷学校給食センター		自然の宿「くすの木」
		道の駅富楽里とみやま		野島崎公園管理事務所	道の駅ちくち潮風王国		
		富山農産物加工施設					
	街路灯、消防団各詰所						

基準年度（令和元年）の施設

※対象施設は、調査年度の4月1日の施設を対象とする

第3章 目標及び取組

【具体的な取組】

地球温暖化対策に取り組むに当たっては、取り組むべき項目と、その項目に応じた目標を定める必要があります。

第3次実行計画では、第2次実行計画に引き続き、数値化して評価できる項目については目標を設定し、目標達成のための具体的な取組と、数値化が難しい項目については具体的な取組として「取組内容チェックシート」「重点的取組実施状況報告書」により進めていくこととします。

(1) 温室効果ガス総排出量の削減目標

令和7年度までに基準年度(令和元年度)比で、2%以上削減

(2) 個別の削減目標

温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、温室効果ガス排出に係る活動に対し、個別目標を設定しました。

具体的な項目は、電気使用量、燃料使用量（施設等及び公用車）、公用車走行距離とし、以下のように削減目標を設定しました。

項目	現排出量 (kg-CO ₂)	削減率	削減量 (kg-CO ₂)	R7年度目標 (kg-CO ₂)
電気使用量	4,244,741	3%以上削減	127,342	4,117,399
燃料使用量 (公用車以外)	62,166	2%以上削減	1,243	60,923
燃料使用量 (公用車)	571,093	2%以上削減	11,422	559,671
公用車走行距離	14,599	2%以上削減	1,460	13,139
その他	428,000	1%以上削減	4,280	423,720
合計	5,320,599	2%以上削減	145,747	5,174,852

※小数点以下四捨五入

(3) 取組の方針

市では、引き続き次のような方針に基づき、温室効果ガス削減のための重点的な取組を設定し、目標の達成を進めていくこととします。

①日常業務に関する取組

市の事務及び事業の中から排出される温室効果ガスの総排出量を減らす効果のある取組を進めます。

②設備・機器の保守・管理に関する取組

設備の保守・管理を適切に実施することにより、エネルギー消費効率の低下を防ぐことができ、温室効果ガスの排出量を減らす効果のある取組を進めます。

③設備・機器の運用改善に関する取組

施設で運用している既往の設備・機器の運用改善を行うことにより、温室効果ガスの排出量を減らす効果のある取組を進めます。

④設備・機器の導入、更新に関する取組

施設の新設、改修時や老朽化した設備・機器などを更新する際、従来よりも高効率のものを導入することにより、温室効果ガス排出量を減らす効果のある取組を進めます。

⑤再生可能エネルギーに関する取組

太陽光や風力、小水力、地中熱、バイオマス熱の再生可能エネルギーを導入することにより、温室効果ガス排出量の抑制を図る取組を進めます。

①日常業務に関する取組については、「取組内容チェックシート」により、毎年各施設などでの取組状況を評価します。

②～⑤の取組については、毎年取組の実施状況を「重点的取組実施状況報告書」により取りまとめ確認します。

(4) 具体的な取組内容

重点的な15の取組を設定し、その具体的な取組内容を以下に示します。

①日常業務に関する取組

<温室効果ガス削減に直接的につながる取組>

重点取組 1	空調機器の適正使用
取組内容	・ 冷房は28℃、暖房は19℃を目安に適正な調整に努める。 ・ クールビズ、ウォームビズを実施する。 ・ 定期的にフィルターの清掃を行うなど維持管理を適正に行う。 ・ 室温の変化の少ない換気の実施や、ブラインド、カーテンを利用するなど利用効率を高める。 ・ 会議室等の空調は、使用後必ず停止する。

重点取組 2	照明機器の適正使用
取組内容	・ 照明点灯時間の短縮を図り、最小限の点灯に努める。 ・ 昼休みは事務に支障がない限り消灯する。 ・ 会議室などの使用後の消灯を徹底する。 ・ 廊下、トイレなどの照明は、支障のない範囲でこまめに消灯する。 ・ 日中日当たりの良い場所ではこまめに消灯する。

重点取組 3	OA機器の適正使用
取組内容	・ OA機器等は、事務に支障のない範囲で電源を切る。 ・ 席を長時間はなれるときは、パソコンの電源を切るかスタンバイモード等に設定する。

重点取組 4	公用車の燃料使用量の削減
取組内容	・ 急発進・急加速の抑制やアイドリングストップなど、エコドライブを実施する。 ・ 不要な荷物を積まない。 ・ 車両の点検・整備を適正に行う。 ・ 公用車の走行距離、燃費などを把握する。 ・ 公用車の更新時に、低公害車（電気自動車、ハイブリッド自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車）を導入する。 ・ 一人での出張などは極力、公共交通機関（鉄道、バス）を利用する。 ・ 効率的な相乗りに努める。 ・ 不必要なカーエアコンの使用はしない。

重点取組 5	その他省エネルギー化
取組内容	・ 事務に支障のない範囲での定時退庁、ノー残業デーの徹底を図る。 ・ ガスコンロなどの火の強さは、やかんの大きさに合わせて調節する。 ・ お湯を沸かすときは必要最小限の量を沸かす。 ・ その他無駄なエネルギーの使用を控え、省エネを図る。

重点取組 6	施設等の建築・改修における環境配慮
取組内容	・ 施設の新設や改築、設備の新設や更新などを行う場合は、国の「環境配慮型官庁施設（グリーン庁舎）計画指針」などの考え方に沿い、ライフサイクルコスト（LCC）、ライフサイクルCO₂（LCCO₂）を考慮する。 ・ 太陽光発電などの自然エネルギーを積極的に活用する。 ・ 断熱性向上のため、ペアガラスなどの窓ガラスを導入する。 ・ その他無駄なエネルギーの使用を控え、省エネを図る。

＜温室効果ガス削減に間接的につながる取組＞

重点取組 7	グリーン購入の推進
取組内容	- 電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。 - 事務用品は、詰め替えやりサイクル可能な消耗品を購入する。 - 環境ラベリング（エコマーク、グリーンマークなど）対象製品を購入する。

重点取組 8	用紙使用量の削減
取組内容	- 印刷物・資料などの印刷部数は必要最小限とするよう努める。 - 事務書類の簡素化に努める。 - 両面コピー・両面印刷に努める。 - 印刷ミスした用紙の裏面再利用に努める。 - 庁内 L A N を積極的に利用し、ペーパーレス化を推進する。

重点取組 9	効率的な水利用
取組内容	- 水道を利用する際にはこまめに水を止めるなどし、節水に努める。 - 水道の水圧を調整し、節水に努める。

重点取組 10	ごみの減量・リサイクルの推進
取組内容	- 使用済みの封筒やファイルなどの再利用を徹底する。 - 文具等は、詰め替え用品を使用する。 - マイ箸、マイボトルを利用する。 - ごみの分別を徹底し資源化の取組に努める。 - 使用済みの用紙類回収ボックスを設置し、古紙の回収に努める。

重点取組 11	職員等の意識啓発
取組内容	- 職員へ「実行計画」の周知を図る。 - 環境に関する情報を庁内情報システム等で提供する。 - 職員への研修会などを開催する。 - 環境に関する講演会等に積極的に参加し、環境意識の向上を図る。

＜設備・機器の保守・管理に関する取組＞

重点取組 1 2	設備・機器の保守・管理
取組内容	・ 公用車は管財契約課が一括管理し、保有台数の適正化を図る。 ・ 照明設備の清掃・点検を定期的に行う。 ・ 空調設備の清掃・点検を定期的に行う。 ・ 換気フィルターの清掃・点検を定期的に行う。 ・ 業務前や乗車前の車両の点検や、こまめなメンテナンスを行う。 ・ 設備・機器のこまめな清掃や洗浄により、効率の良い運転を図る。

＜設備・機器の運用改善に関する取組＞

重点取組 1 3	設備・機器の運用改善
取組内容	・ CO₂排出係数の少ない電力供給への切替えの検討により、温室効果ガスの排出量を削減する。 ・ 業務等に支障はない範囲で照明設備の間引きを行う。 ・ 個別スイッチ使用による節電を図る。 ・ 電力のデマンド管理を行い、ピーク時の電力の削減を積極的に図る。 ・ 施設・設備の更新や機能強化による稼働時間の短縮を図る。 ・ 施設・設備の稼働時間、運転方法の見直しにより、高効率な運用を図る。 ・ 冷暖房使用時のカーテン、ブラインドの使用、室温の変化の少ない換気の実施により冷暖房負荷を軽減し、電力使用量を削減する。 ・ 公用車のエコドライブ運動に取り組み、強化月間等を設ける。

＜設備・機器の導入、更新に関する取組＞

重点取組 1 4	設備・機器の導入、更新
取組内容	・ 低公害車（エコカー）の導入の推進を図る。 ・ 設備機器の集約化を図る（コピー複合機の導入によるプリンターの削減など）。 ・ 省エネ性能の高い機器・設備の導入を図る。 ・ L E D 照明への更新を図る。 ・ 高断熱ガラスや二重サッシの導入・更新を図る。 ・ 屋上や外壁の遮熱塗装の導入を図る。 ・ 車両の更新による燃費向上を図る。 ・ 道の駅に B E M S を導入し、電気使用量の見える化を図り、エネルギー消費量の削減を図る。 ・ 人感センサーの導入を図る。

＜再生可能エネルギーに関する取組＞

重点取組 1 5	再生可能エネルギー
取組内容	・ バイオマス発電の導入を検討する。 ・ 道の駅への小型木質バイオマス発電設備の導入を検討する。 ・ 庁舎等や駐車場への太陽光発電設備、蓄電設備の導入を図る。 ・ 再生可能エネルギー（太陽光、太陽熱、風力、地熱など）の導入を推進する。 ・ 施設の改修や、増改築、新築のときに再生可能エネルギーの導入を検討する。

第4章 推進・評価及び公表

(1) 計画の推進体制

実行計画の効果的な推進を図るため、地球温暖化対策管理統括者、地球温暖化対策推進委員会、地球温暖化対策推進責任者、地球温暖化対策推進員及び事務局を設置します。(27ページ図4-1 参照)

①地球温暖化対策管理統括者

管理統括者は市長とし、実行計画の決定者として、総合的な調整及び指示・指導を行います。また、計画の実施状況、評価及び見直しについて、市民に公表します。

②地球温暖化対策推進委員会

推進委員会は、副市長を委員長、建設環境部長を副委員長、各部長等を委員とし、計画の策定・見直し、計画の推進、実施状況の点検・評価、改善指示等を行います。

③地球温暖化対策推進責任者

推進責任者は各課長等とし、計画を推進するため、各課等の取組状況についての指導、計画の実施状況について評価、計画の進行管理を行います。また、計画の策定、見直し等について検討を行います。

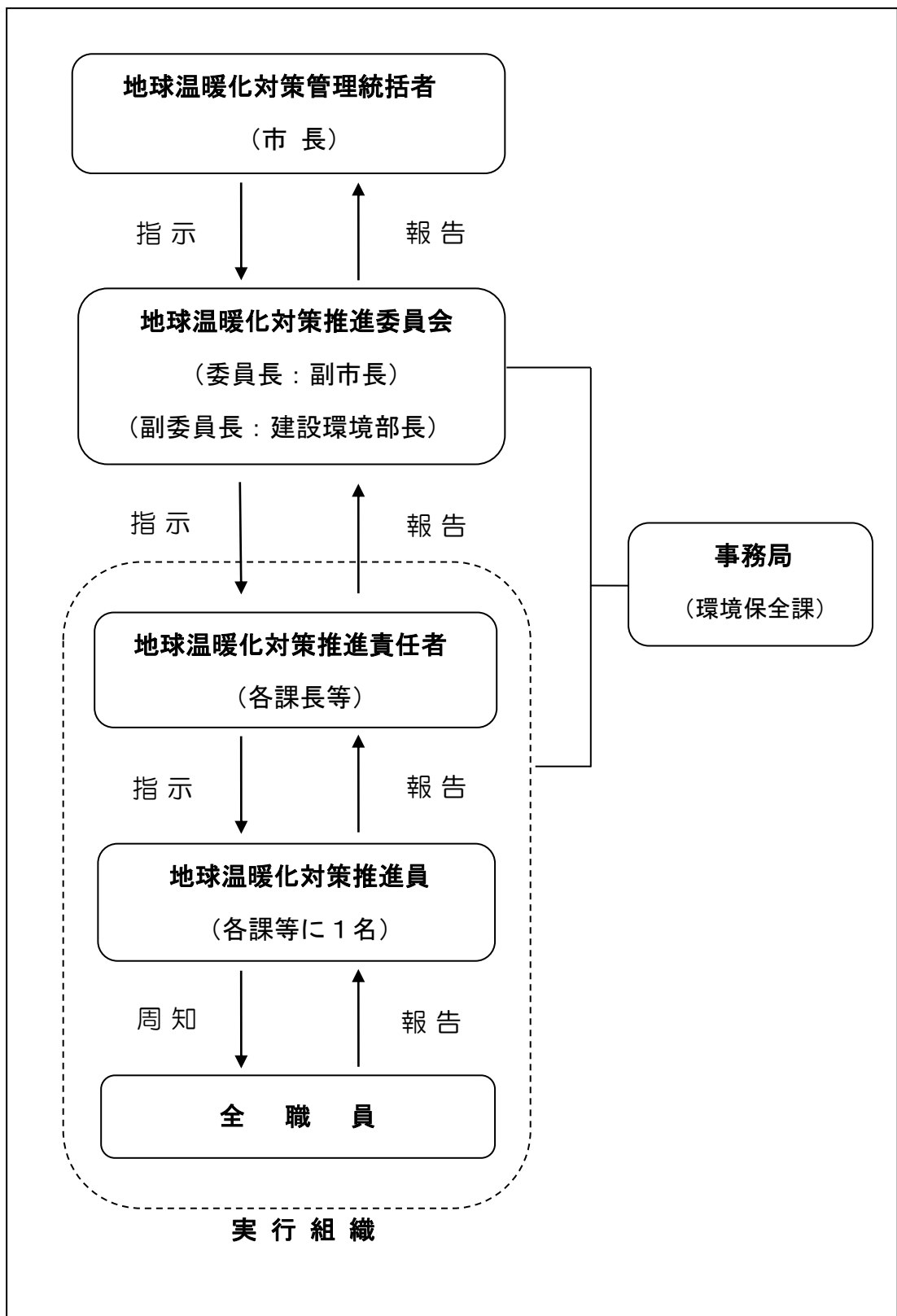
④地球温暖化対策推進員

各課等に推進員を1名置き、推進責任者の指示を受け、所属内での計画の周知と推進を行います。また、取組状況の調査票を作成し、推進責任者に報告します。

⑤事務局

事務局を環境保全課に置き、推進委員会、推進責任者、推進員等との連携調整を図り、取組状況の調査票の配布・集計・分析を行い、目標の達成に向けて取組を推進します。

図 4－1 本計画の推進体制



（２）計画の点検・評価

計画の実施状況を把握するため、温室効果ガス排出量や取組の実施状況について点検します。

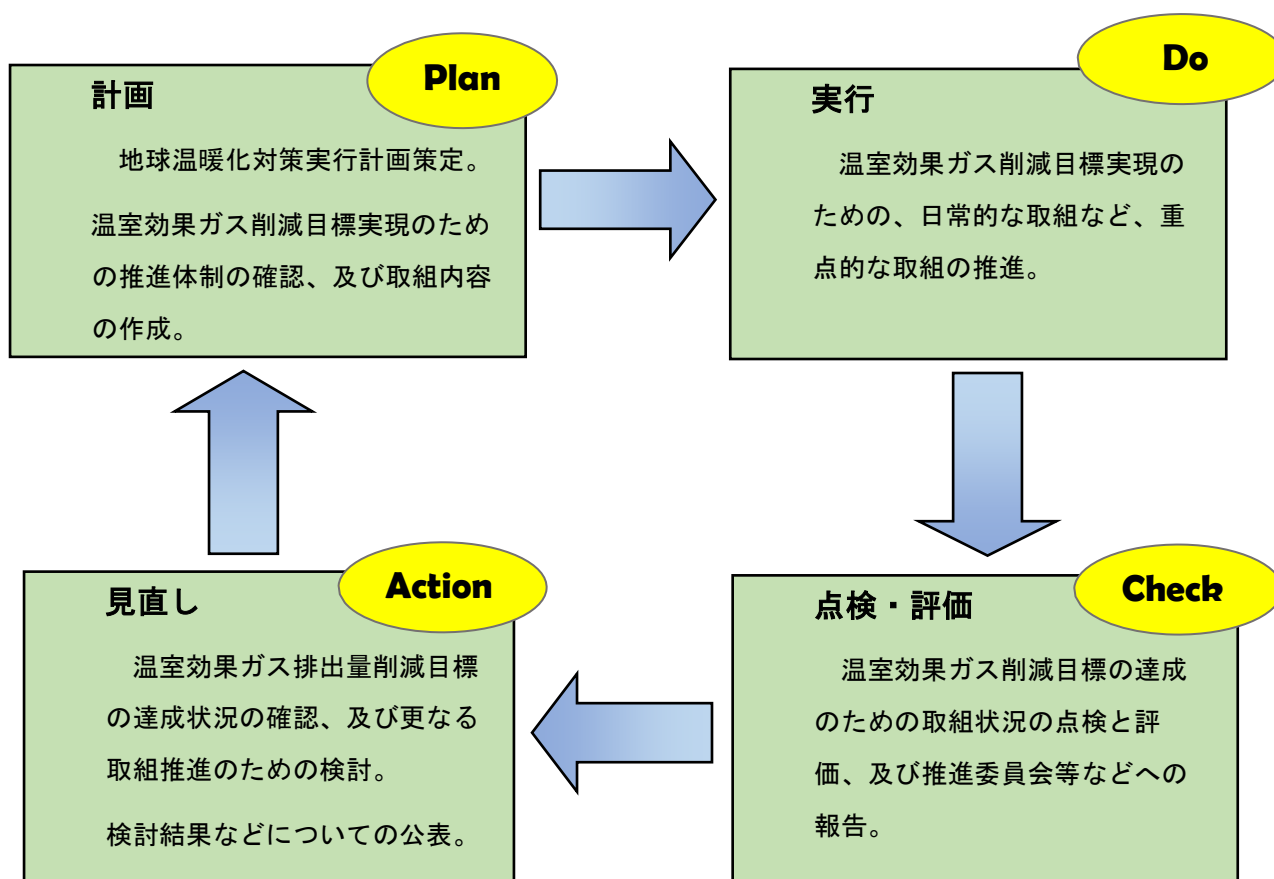
- ①推進員は、各課等の取組状況及び温室効果ガス排出量（エネルギー使用量など）を把握、点検し、推進責任者に報告します。
- ②推進責任者は、計画の推進を統括するとともに、職員に対する取組の徹底を図ります。
- ③事務局は、年１回、各課等に対し温室効果ガス排出量の調査、取組状況の調査を実施し、集計・分析結果を推進委員会に報告します。
- ④推進委員会は、報告された集計・分析結果により、計画の進捗状況を把握するとともに点検・評価します。また、必要に応じて推進責任者に対して改善措置を指示します。

（３）計画の見直し

計画の円滑な推進を図るため、点検・評価結果や進捗状況をもとに、必要に応じて計画の見直しを行います。

(4) 計画の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回、広報紙やホームページなどにより公表します。



(図：PDCA サイクル)

資料 1 「取組状況（様式）「取組内容チェックシート」

(3)取組内容チェックシート

令和 年 月 日記入

施設名		部局・課名		記入者名	
-----	--	-------	--	------	--

1. 以下の取組項目について自己評価してください。（取組項目ごとに評価点を記入してください。）

自己評価の目安	評価点	自己評価の目安	評価点
必ず実施している(80～100%)	5	たまに実施している(20～40%)	2
かなり実施している(60～80%)	4	ほとんど実施していない(0～20%)	1
時々実施している(40～60%)	3	該当しない	空欄

温室効果ガス削減に向けた取組項目			評価点
直接的につながる取組	電気・ガス等	1 冷房の設定温度は28℃以上に設定していますか	
		2 暖房の設定温度は19℃以下に設定していますか(昨冬の取組)	
		3 就業時間外には冷暖房機器の電源を切っていますか	
		4 断続的に使用する部屋(会議室等)の空調機器は、使用するときだけ電源をいれていますか	
		5 昼休みや業務時間外の照明は、必要最低限にしていますか	
		6 断続的に使用する部屋(会議室、トイレ、給湯室等)の照明は、使用するときだけ点灯していますか	
		7 外勤時や作業を中断する時は、パソコンの電源を切るかスタンバイモード等にしていますか	
		8 コピー機やプリンターは、長時間使用しないとき電源を切るようにしていますか	
		9 ガスコンロ等の火の強さは、やかんの大きさに合わせて調節していますか	
		10 湯沸し時には必要最小限の量をわかすようにしていますか	
		11 時間外勤務の縮減を推進していますか	
		12 ノー残業デーの定時退庁に努めていますか	
		13 クールビズ、ウォームビズを推進し、通気性、保温性の高い服装をしていますか	
	公用車	14 アイドリングストップを実施していますか(人待ちや荷物の積み降ろし等の不要なアイドリング)	
		15 不用な積載物は、その都度車から降ろしていますか	
		16 急発進、急加速を抑制していますか	
		17 タイヤの空気圧をこまめにチェックするようにしていますか	
		18 出張の時には、公共交通機関を利用していますか、また外出方向が同じ場合は連絡調整を行い乗り合いをすることで公用車の使用を控えていますか	
間接的ににつながる取組	用紙類	19 コピー・印刷部数を把握して、必要最小限のコピー・印刷に努めていますか	
		20 連絡事項等は回覧や電子メールを活用し、FAXや文書配布を削減していますか	
		21 事務書類(会議用資料、事務手続、報告書等)を簡素化していますか	
		22 両面コピー・両面印刷を行い、可能な場合にはNアップ印刷に努めていますか	
		23 印刷ミスした用紙の裏面を再利用していますか	
		24 古紙のリサイクルに努めていますか	
	水 ごみ その他	25 水道使用時には節水に心掛けていますか	
		26 マイ箸、マイボトルを使用していますか	
		27 ごみの減量、分別を徹底していますか	
		28 グリーン購入をしていますか	
		29 地球温暖化防止への取組に関心がありますか	
		30 職場等で地球温暖化防止に関して情報交換等を行っていますか	
31 職場や施設で独自に行っている地球温暖化対策があれば記入してください			
⇒			

資料2 調査票（様式）「重点的取組実施状況報告書」

(2)重点的取組実施状況報告書

施設名		部局・課名		記入者名	
令和 年 月 日記入					
取組内容					いずれか選択
(2)設備・機器の保守・管理に関する取組					
1	公用車は管財契約課が一括管理することで、保有台数の適正化を図る。				
2	照明設備の清掃・点検を定期的に行う。				
3	空調設備の清掃・点検を定期的に行う。				
4	換気フィルターの清掃・点検を定期的に行う。				
5	業務前や乗車前の車両の点検や、こまめなメンテナンスを行う。				
6	設備・機器のこまめな清掃や洗浄により、効率の良い運転を図る。				
(3)設備・機器の運用改善に関する取組					
7	CO ₂ 排出係数の少ない電力供給への切り替えの検討により、温室効果ガスの排出量を削減する。				
8	業務等に支障はない範囲で照明設備の間引きを行う。				
9	個別スイッチ使用による節電を図る。				
10	電力のデマンド管理を行い、ピーク時の電力の削減を積極的に図る。				
11	施設・設備の更新や機能強化による稼働時間の短縮を図る。				
12	施設・設備の稼働時間、運転方法の見直しにより、高効率な運用を図る。				
13	冷暖房使用時のカーテン、ブラインドの使用、室温の変化の少ない換気の実施により冷暖房負荷を軽減し、電力使用量を削減する。				
14	公用車のエコドライブ運動に取り組み、強化月間等を設ける。				
(4)設備・機器の導入、更新に関する取組					
15	低公害車（エコカー）を令和11年度までに65%の目標で導入を図る。				
16	設備機器の集約化を図る（コピー複合機の導入によるプリンターの削減など）。				
17	省エネ性能の高い機器・設備の導入を図る。				
18	LED照明への更新を図る。				
19	高断熱ガラスや二重サッシの導入・更新を図る。				
20	屋上や外壁の遮熱塗装の導入を図る。				
21	車両の更新による燃費向上を図る。				
22	道の駅にBEMSを導入し、電気使用量の見える化を図り、エネルギー消費量の削減を図る。				
23	人感センサーの導入を図る。				
(5)再生可能エネルギーに関する取組					
24	バイオマス発電の導入を検討する。道の駅の小型木質バイオマス発電設備の導入を検討する。				
25	庁舎等や駐車場への太陽光発電設備、蓄電設備の導入を図る。				
26	再生可能エネルギー（太陽光、太陽熱、風力、地熱など）の導入を推進する。				
27	施設の改修や、増改築、新築のときに再生可能エネルギーの導入を検討する。				

資料3 調査票（様式）「温室効果ガス排出量調査票」

(1)温室効果ガス排出量調査票

令和 年度調査

令和 年 月 日 記入

施設名		部局・課名		記入者名	
-----	--	-------	--	------	--

1. 燃料、電気の使用量を記入してください。(二酸化炭素排出量[CO₂]を算定します。) ※備考欄以外のセルの表示形式は触らないでください。

- ※1. 担当施設・部局・課で管理している燃料、電気の使用量が対象です。
※2. 公用車については担当施設・部局・課で保有している車両が対象です。
※3. トラクター、ショベルカー等の特殊自動車は公用車以外の欄に記入してください。
※4. 使用量が不明な場合は購入量を記入し、備考に購入量と記入してください。

調査項目		単位	令和 年										令和 年			計	備考
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
電気使用量		kWh													0		
燃料使用量	ガソリン(公用車)	L													0		
	ガソリン(公用車以外)	L													0		
	軽油(公用車)	L													0		
	軽油(公用車以外)	L													0		
	灯油	L													0		
	A重油	L													0		
	LPG(液化石油ガス)	m ³													0		
	LNG(液化天然ガス)	m ³													0		

2. 公用車の台数及び走行距離を燃料種別・車種別に記入してください。(CH₄、N₂O排出量を算定します。) カーエアコンの使用台数を記入してください。(HFC排出量を算定します。)

※ 備考欄には車両ナンバーを記入してください。 備考欄以外のセルの表示形式は触らないでください。

- ※1. 担当施設・部局・課で保有している車両が対象です。
※2. 同一車種が2台以上ある場合の走行距離は合計を記入してください。
※3. トラクター、ショベルカー等の特殊自動車の走行距離は対象外です。

調査項目			単位	令和 年										令和 年			計	備考
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
ガソリン	普通・小型乗用車	台数:	km													0		
	バス	台数:	km													0		
	軽乗用車	台数:	km													0		
	普通貨物車	台数:	km													0		
	小型貨物車	台数:	km													0		
	軽貨物車	台数:	km													0		
	特種用途車	台数:	km													0		
軽油	普通・小型乗用車	台数:	km													0		
	バス	台数:	km													0		
	普通貨物車	台数:	km													0		
	小型貨物車	台数:	km													0		
	特種用途車	台数:	km													0		
	カーエアコンの使用台数		台															

(車種説明) 普通・小型乗用車: 人の運送の用に供するもので乗車定員10人以下のもの(3、5ナンバー)
バス: 人の運送の用に供するもので乗車定員11人以上のもの(2ナンバー)
軽乗用車: 軽自動車のうち人の運送の用に供するもの(5ナンバー)
普通貨物車: 普通自動車のうち貨物の運送の用に供するもの(1ナンバー)
小型貨物車: 小型自動車のうち貨物の運送の用に供するもの(4ナンバー)
軽貨物車: 軽自動車のうち貨物の運送の用に供するもの(4ナンバー)
特種用途車: 塵芥車、糞尿車、各種作業車等(8ナンバー)

資料 4

温室効果ガス排出量

〔第 2 次実行計画分〕		総排出量 (CO ₂ 換算)					2 次計画 基準年度 (H26) との対比	
項目		平成26年度 (基準)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	
単位 : kg-CO ₂								
二酸化炭素 (CO ₂)								
燃料の使用								
ガソリン (公用車)		222, 314	199, 240	177, 455	193, 210	185, 193	182, 923	△ 39, 391 △17. 7%
ガソリン (公用車以外)		3, 153	4, 658	9, 454	6, 138	5, 560	3, 822	669 21. 2%
ガソリン小計		225, 467	203, 898	186, 909	199, 348	190, 753	186, 745	△ 38, 722 △17. 2%
軽油 (公用車)		403, 262	389, 989	432, 000	397, 336	413, 456	388, 170	△ 15, 092 △3. 7%
軽油 (公用車以外)		35, 581	31, 447	34, 014	36, 556	31, 169	58, 344	22, 763 64. 0%
軽油小計		438, 843	421, 436	466, 014	433, 892	444, 625	446, 514	7, 671 1. 7%
灯油		114, 997	127, 089	112, 533	92, 453	101, 878	83, 679	△ 31, 318 △27. 2%
A重油		240, 865	268, 209	239, 618	262, 762	232, 231	212, 735	△ 28, 130 △11. 7%
L P G		156, 113	153, 315	148, 898	145, 570	140, 941	114, 155	△ 41, 958 △26. 9%
燃料計		1, 176, 285	1, 173, 947	1, 153, 972	1, 134, 025	1, 110, 428	1, 043, 828	△ 132, 457 △11. 3%
電気の使用		5, 392, 610	4, 904, 959	5, 048, 209	4, 911, 782	4, 584, 462	4, 244, 741	△ 1, 147, 869 △21. 3%
電気計		5, 392, 610	4, 904, 959	5, 048, 209	4, 911, 782	4, 584, 462	4, 244, 741	△ 1, 147, 869 △21. 3%
計		6, 568, 895	6, 078, 906	6, 202, 181	6, 045, 807	5, 694, 890	5, 288, 569	△ 1, 280, 326 △19. 5%
メタン (CH ₄)								
自動車の走行		606	704	707	693	691	639	33 5. 4%
し尿の処理		9, 653	11, 462	11, 501	11, 146	11, 085	10, 848	1, 195 12. 4%
計		10, 259	12, 166	12, 208	11, 839	11, 776	11, 487	1, 228 12. 0%
一酸化二窒素 (N ₂ O)								
自動車の走行		16, 810	15, 507	15, 146	15, 124	14, 997	13, 960	△ 2, 850 △17. 0%
し尿の処理		3, 488	3, 344	3, 355	3, 252	3, 234	3, 165	△ 323 △9. 3%
計		20, 298	18, 851	18, 501	18, 376	18, 231	17, 125	△ 3, 173 △15. 6%
ハイドロフルオロカーボン (HFC)								
カーエアコンの使用		3, 081	3, 389	3, 446	3, 761	3, 361	3, 418	337 10. 9%
計		3, 081	3, 389	3, 446	3, 761	3, 361	3, 418	337 10. 9%
合計		6, 602, 533	6, 113, 312	6, 236, 336	6, 079, 783	5, 728, 258	5, 320, 599	△ 1, 281, 934 △19. 4%

資料 5

排出源別の活動量

〔第2次実行計画分〕

排出源		単位	活動量							1次計画 基準年度 (H20) との対比		2次計画 基準年度 (H26) との対比	
			平成20年度 (1次計画基準)	平成26年度 (2次計画基準)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度				
燃料 使用 量	ガソリン (公用車)	L	135,954	95,825	85,879	76,489	83,280	79,825	78,846	△ 57,108	△42.0%	△ 16,979	△17.7%
	ガソリン (公用車以外)	L	1,327	1,359	2,008	4,075	2,646	2,397	1,647	320	24.1%	288	21.2%
	軽油 (公用車)	L	159,289	148,743	151,158	167,442	154,006	160,254	150,454	△ 8,835	△5.5%	1,711	1.2%
	軽油 (公用車以外)	L	1,071	8,546	12,189	13,184	14,169	12,081	22,614	21,543	2011.5%	14,068	164.6%
	灯油	L	181,793	46,184	51,040	45,194	37,130	40,915	33,606	△ 148,187	△81.5%	△ 12,578	△27.2%
	A重油	L	106,160	88,880	98,970	88,420	96,960	85,694	78,500	△ 27,660	△26.1%	△ 10,380	△11.7%
電気使用量	LPG	m3	39,615	23,834	23,407	22,733	22,224	21,518	17,428	△ 22,187	△56.0%	△ 6,406	△26.9%
		kWh	11,755,762	11,105,860	10,080,056	10,223,313	9,749,401	9,795,858	9,288,273	△ 2,467,489	△21.0%	△ 1,817,587	△16.4%
	普通・小型乗用車	km	634,160	463,238	458,851	408,918	397,470	383,300	312,615	△ 321,545	△50.7%	△ 150,623	△32.5%
	バス	km	0	7,187	6,426	13,650	6,676	0	0	0	-	△ 7,187	△100.0%
	軽乗用車	km	214,603	298,451	230,456	187,753	181,534	165,823	235,824	21,221	9.9%	△ 62,627	△21.0%
	普通貨物車	km	84,046	54,520	62,160	73,451	25,828	9,850	20,725	△ 63,321	△75.3%	△ 33,795	△62.0%
自動車の走行距離	小型貨物車	km	187,654	77,731	77,982	54,660	46,070	51,167	52,126	△ 135,528	△72.2%	△ 25,605	△32.9%
	軽貨物車	km	422,500	407,237	425,749	426,008	498,845	500,147	490,999	68,499	16.2%	83,762	20.6%
	特種用途車	km	39,792	2,023	22,267	20,659	19,863	34,994	25,135	△ 14,657	△36.8%	23,112	1142.5%
	普通・小型乗用車	km	48,841	10,480	15,833	5,228	5,228	5,228	3,532	△ 45,309	△92.8%	△ 6,948	△66.3%
	バス	km	595,886	546,092	526,149	572,348	653,631	653,783	544,683	△ 51,203	△8.6%	△ 1,409	△0.3%
	普通貨物車	km	24,481	40,334	44,252	45,103	38,250	50,496	44,287	19,806	80.9%	3,953	9.8%
カーエアコンの使用台数	小型貨物車	km	93,236	24,649	19,471	15,411	19,756	29,463	11,840	△ 81,396	△87.3%	△ 12,809	△52.0%
	特種用途車	km	391,703	249,723	189,578	191,149	159,683	170,692	175,123	△ 216,580	△55.3%	△ 74,600	△29.9%
		台	295	237	237	241	263	235	239	△ 56	△19.0%	2	0.8%
し尿の処理		m3	14,919	12,097	12,065	12,106	11,733	11,668	11,419	△ 3,500	△23.5%	△ 678	△5.6%

資料6 用語の説明

□ アイドリングストップ

自動車が増停車中にエンジンを動かさずにつける「アイドリング」を止めることにより、ガソリンや軽油等の燃焼に伴う二酸化炭素や窒素酸化物等の排出を抑制すること。

□ ウォームビズ

暖房時のオフィスの室温を20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により暖かく効率的に格好良く働くことができる秋冬の新しいビジネススタイルの愛称。重ね着をする、温かい食事を摂る、などがその工夫例

□ 液化石油ガス（LPG）

石油精製の際に得られるプロパン、ブタン等を加圧・液化した燃料。一般に「プロパンガス」と言われ、都市ガス供給地域外で用いられることが多い。液化石油ガスは都市ガスに比べて燃焼時の熱量が高く、空気に比べて比重が重いという特性を有する。燃料としての用途が一般的であるが、オゾン層を破壊しないことでエアゾールの噴射剤として広く用いられるようになった。

□ 温室効果ガス

一般に、太陽放射に対しては比較的透明で、地表からの赤外放射に対しては不透明な性質を持った気体のことで、代表的な温室効果ガスには二酸化炭素やメタンが挙げられる。

温室効果ガスが存在することにより、太陽からの放射エネルギーの一部は熱として大気に留まるため、地球は保温されたような状態となる。京都議定書により削減の対象となっている温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC_s）、パーフルオロカーボン類（PFC_s）、六フッ化硫黄（SF₆）の以上6種類である。

□ カーボンニュートラル

市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの責任と定めることが一般に合理的と認められる範囲の温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、クレジットを購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部を埋め合わせる。

□ 環境ラベル

市場原理を利用して、環境負荷が小さい製品及びサービスを普及・促進させることを目的としたラベルである。

日本のエコマーク、ドイツのブルーエンジェルマークのように、ある基準を満たす製品に対して消費者や生産者と異なる第三者が認定するラベルと、企業自身が自社製品に対して“リサイクル可能”など環境上の特性を示すことによって、環境保全上優れたものであることを訴える自己主張型ラベルに分けて、また環境ラベルが国際貿易障壁とならないよう国際規格化を進めている。

□ 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

1988年に開始された、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）が共催し、各国政府の任命する科学者が参加する会合。地球温暖化に関する最新の自然科学的および社会科学的知見をまとめ、地球温暖化対策に科学的基礎を与えることを目的としている。1990年に第1次評価報告書を、1995年に第2次評価報告書をまとめ、地球温暖化対策に必要な基礎的認識の形成に大きな役割を果たしている。

□ 気候変動枠組条約

地球温暖化問題に対する国際的な枠組みを設定した条約。大気中の温室効果ガスの増加が地球を温暖化し、自然の生態系等に悪影響を及ぼすおそれがあることを人類共通の関心事であると確認し、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、現在及び将来の気候を保護することを目的としている。

□ 京都議定書

1997年12月に開催された地球温暖化防止京都会議（気候変動枠組条約第3回締約国会議）によって採択された議定書。1990年を基準として2008年から2012年まで第一約束期間に、地球温暖化の原因となる二酸化炭素など6種類の温室効果ガス排出量の削減目標が盛り込まれている。この削減目標は先進国に関してのみ設定され、わが国は6%の削減目標が課せられている。

なお、京都議定書はロシアの批准を受けて、平成17年2月16日に発効した。

□ グリーン購入

環境物品（グリーン製品とも呼ばれる製造から使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおける環境負荷が小さい製品）を積極的に購入し、環境負荷低減を図る取組。

□ クールチョイス

2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動をいう。

□ クールビズ

冷房時のオフィスの室温を28℃にした場合でも、涼しく効率的に格好良く働くことができる夏の新しいビジネススタイルの愛称。
ノーネクタイ・ノー上着スタイルがその代表。

□ 自然エネルギー

自然界から得られるエネルギーのことで、太陽光をはじめ風力、水力、波力、潮力、バイオマスエネルギーなどがある。ほぼ無尽蔵に得られる半面、エネルギー密度が低く、出力が自然条件に左右されるため、エネルギー変換効率の向上と出力の安定が当面の課題である。

□ 地球温暖化

二酸化炭素などの温室効果ガス濃度の上昇や、二酸化炭素の吸収源である森林の減少などにより地球の平均気温が上昇すること。気温上昇だけでなく海面水位の上昇や気候の急激な変化、農作物への影響や亜熱帯性伝染病の蔓延等を引き起こすことが予測され、私たちの暮らしに影響を及ぼすことが懸念されている。

□ 地球温暖化係数（GWP）

温室効果ガスの温室効果への影響度を、二酸化炭素を基準とした比率で示した係数。

□ 地球温暖化対策の推進に関する法律

通称「地球温暖化対策推進法」。1998年10月に公布された、地球温暖化対策に関し、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とした法律。

□ 低公害車

低公害車は、「低燃費車」かつ「低公害車」で定義され、環境保全性能と省エネルギー性能を併せ持つ自動車として捉えられる。「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）に基づき定められた燃費基準（低燃費基準）及び国土交通省が定めた排ガス性能（低排出ガス基準）を何れも達成する自動車。ハイブリッド自動車や電気自動車、天然ガス自動車等のクリーンエネルギー自動車も含まれる。

□ 電気自動車

モーターを動力源、電池をエネルギー源として公道を走る車。走行中全く排ガスを出さず、騒音も少ないために、交通公害対策の切り札とされている。

□ 天然ガス自動車

燃料として、天然ガスを用いて走行する自動車をいう。圧縮天然ガス（CGC）自動車が一般的である。

□ 日本の約束草案

2020年以降の各国の気候変動に関する取り組みを示す文書。2020年以降の温室効果ガス削減に向けた我が国の約束草案は、エネルギーミックスと整合的なものとなるよう、技術的制約、コスト面の課題などを十分に考慮した裏付けのある対策・施策や技術の積み上げによる実現可能な削減目標として、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度に2013年度比▲26.0%（2005年度比▲25.4%）の水準（約10億4,200万t-CO₂）に決定し、国連気候変動枠組条約事務局へ提出した。

□ パリ協定

パリ協定は第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）が開催されたフランスのパリにて2015年12月12日に採択された、気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定（合意）。1997年に採択された京都議定書以来18年ぶりとなる気候変動に関する国際的枠組みであり、気候変動枠組条約に加盟する全196カ国全てが参加する枠組みとしては史上初である。排出量削減目標の策定義務化や進捗の調査など一部は法的拘束力があるものの罰則規定は無い。2020年以降の地球温暖化対策を定めている。

アメリカ合衆国は2019年11月4日に正式に離脱を表明した。その後、2021年1月20日にトランプから政権を引き継いだジョー・バイデンによって、アメリカのパリ協定への復帰が表明された

□ バイオマス

動植物やそれらの廃棄物(生ごみや家畜糞尿など)を起源とするエネルギーのこと。バイオマスエネルギーの利用は、古くは薪や木炭などの固体燃料に始まり、現在では間伐材などの木質バイオマスからエタノール・メタノールなどの液体燃料、家畜糞尿などの畜産バイオマスからメタンガス等の気体燃料を抽出するなど、利用方法も拡大している。

バイオマスエネルギー利用により発生する二酸化炭素は、自然界の炭素循環に含まれるとの考えにより、地球温暖化には影響しないものと見なされる。

□ 排出係数

エネルギーや温室効果ガス排出源一単位あたりのある活動に伴う温室効果ガスの排出量で、例えば1リットルの燃料を使用した時に排出される二酸化炭素の排出量を算定する係数として使用される。排出係数は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条」にも定められている。

□ ハイブリッド自動車

動力源を二つもつ車。一般にはエンジンとモーターの二つの動力源を持つ車。駆動輪に双方の動力を伝えることができるものがパラレルハイブリッド車で、エンジン車の変形といえる。エンジンを発電用のみに利用するのがシリーズハイブリッド車で、電気自動車の変形である。

資料7 環境ラベル等

次のアドレスから、各ラベル等の詳細情報を確認することができます。

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/f01.html>

〈国及び第三者機関の取組による環境ラベル〉

〈事業者団体の取組による環境ラベル〉 -

〈事業者の取組による環境ラベル〉

◆ ISO タイプ II 規格に準拠した環境ラベル

〈その他の環境ラベル〉

					
--	--	--	---	--	--

〈表示識別マーク・その他のマーク〉

					
Ni-Cd	Ni-MH	Li-ion	Pb	∞ PVC	
記号  があわせて表示される場合があります					
					

第 3 次南房総市地球温暖化対策実行計画
令和 3 年 3 月

■発行 南房総市

建設環境部環境保全課

〒299-2492

千葉県南房総市富浦町青木 2 8 番地

電話 0470-33-1053 FAX 0470-20-4597

E-mail kankyo@city.minamiboso.lg.jp